



年度末金融の円滑化に関する意見交換会で
挨拶する山本大臣
(3月 5日)



「はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識」
を作成・公表 → [P23](#) に関連記事
(2月 28日)

目次

【トピックス】

- 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について…………… 2
- 保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正について…………… 2
- 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について…………… 5

【特集】

- 「お金の使い方について考えるシンポジウム」の開催について…………… 6
- 企業会計審議会の意見書の公表について…………… 16

【金融ここが聞きたい!】…………… 19

【お知らせ】

- 「はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識」の作成について…………… 23
- 大量保有報告書の提出に関する留意事項について(EDINETによる提出の義務化)…………… 24
- キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について…………… 24
- インターネットバンキングにおける不正振込み等について…………… 25
- 「行政処分事例集」の更新について…………… 28
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 29

【2月の主な報道発表等】…………… 30

【トピックス】

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、預貯金者保護法の施行から1年を迎えたことから、偽造・盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪について、平成18年12月末までの被害の発生状況及び金融機関による被害者への補償状況を取りまとめ、平成19年3月1日(木)に[公表](#)を行いました。

<被害の発生状況及び補償状況の概要>

- ① 偽造キャッシュカードによる被害については、平成17年度892件、平成18年度は12月までの9ヶ月間で357件、盗難キャッシュカードによる被害については、平成17年度6,037件、平成18年度は12月までの9ヶ月間で5,235件でした。
一方で、補償については、処理方針決定済みの被害のうち、偽造キャッシュカード被害では98.1%を、盗難キャッシュカード被害では67.3%を金融機関が補償しています。
- ② 盗難通帳による被害については、平成17年度284件、平成18年度は12月までの9ヶ月間で185件、インターネットバンキングにおける被害については、平成17年度49件、平成18年度は12月までの9ヶ月間で55件でした。
一方で、補償については、処理方針決定済みの被害のうち、盗難通帳被害では20.9%を、インターネットバンキングにおける被害では51.3%を金融機関が補償しています。
(注)平成18年度の被害発生件数等は、平成18年12月末までの9ヶ月間の数値であること、また、平成19年1月15日までに各金融機関から報告された被害を取りまとめたものであること等から、今後増加する可能性があります。

金融庁としては、引き続き、犯罪手口の多様化等を踏まえた情報セキュリティ対策の向上及び適切な顧客対応が図られるよう、金融機関の取組みを注視してまいります。

また、**依然として、偽造・盗難キャッシュカード犯罪等が多数発生していることから、預貯金者の皆様におかれましては、自ら防犯対策に努めて頂きますようお願いいたします。**

- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」\(平成19年3月1日\)](#)にアクセスしてください。
また、[本号内の【お知らせ】コーナーにこれら被害に遭わないための注意喚起文](#)を掲載しておりますので、あわせてご覧下さい。

保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正について

金融庁は、平成19年2月22日、[「保険会社向けの総合的な監督指針」](#)及び[「少額短期保険業者向けの監督指針」](#)(以下、両者をあわせて「監督指針」という。)を改正しました。

具体的には、

- ① 「契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するための保険会社の体制整備の明確化」、
 - ② 「保険持株会社の子会社等にかかる業務範囲の明確化」、
 - ③ 「保険商品審査上の留意点等に関する所要の手当て」、
- の3点について改正を行いました。

本コーナーにおいては、その中でも、消費者の皆様のご関心も特に高いと思われる、①に係る監督指針改正の経緯・概要について説明いたします。この改正は、消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための金融庁の取組みの一つであり、保険会社が消費者に対して保険商品の販売・勧誘を行う際のルール整備の一環です。

I. 改正の経緯

1. 「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」において、平成18年3月に公表した「[中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～](#)」では、消費者がニーズに応じた保険商品を購入する機会を確保するため、次のような整理が行われました。

- ① 消費者が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入するための方策として、「意向確認書面」（顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面）を作成し、交付・保存するといった仕組みを設けることが有効
- ② 「意向確認書面」には、次の内容を記載することを求めること
 - ・ 募集人等が知り得た顧客のニーズに関する情報
 - ・ 推奨する保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由
 - ・ 満たされない顧客のニーズなど特に記載すべき事項
- ③ 「意向確認書面」については、監督指針においてそのルールを明確化すること

2. 上記中間論点整理を踏まえ、金融庁において「意向確認書面」の内容や適用範囲等につきどのようなルールとすべきか検討を重ね、以下のような監督指針の改正を行い、保険会社に求められる体制整備の明確化を図ることとしました。

II. 改正の概要

契約の申込みを行おうとする保険商品が、顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するため、保険会社が以下の内容に則った体制整備を行う必要があることを明確化しました。

1. 「意向確認書面」の導入

消費者が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入するための方策として「意向確認書面」という制度を導入することとしました。

「意向確認書面」とは、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面のことを指します。

このような「意向確認書面」を保険会社と顧客が共同で作成し、保険会社が顧客に交付の上、保険会社においても保存すること、を求めています。

その具体的な内容は、以下のとおりです。

◀「意向確認書面」の記載事項▶

「意向確認書面」に記載すべき事項を、以下のように入めました。

- ・ 顧客のニーズに関する情報
保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを確認するために、最低限必要と考えられる顧客のニーズに関する情報を収集のうえ、記載するものとしています。
- ・ 当該保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由
- ・ その他顧客のニーズに関して特に記載すべき事項
具体的には、特記事項欄を設け、特に顧客から強く要望するニーズがあった場合のニーズに関する情報、等を記載するものとしています。
- ・ 募集人等の氏名・名称

◀「意向確認書面」の確認・交付・修正▶

保険会社に対し、「意向確認書面」により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険商品が顧客のニーズと合致しているか否かの確認を行い、遅滞なく交付することを求めています。

更に、「意向確認書面」の記載内容のうち、特に顧客のニーズに関する情報については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には、速やかに対応を行なうことを求めています。

◀「意向確認書面」の適用範囲▶

特に顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる以下の保険商品について、募集人等と顧客が共同のうえ、相互に顧客のニーズに関する情報の交換をする募集形態により販売・勧誘が行われる場合に、「意向確認書面」を適用することとしました。

- ・変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品
- ・生命保険商品
- ・医療保険等の第3分野の保険商品（但し、身体告知を伴わない、海外旅行傷害保険や保険期間が1年以下の傷害保険を除くものとしています。）

2. 「意向確認書面」が適用されない場合への対応

「意向確認書面」が適用されない場合においても、保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保することは重要です。そのため、保険会社に対し、適切な社内規則等を定め、それに基づき業務運営を行うための体制を整備することを求めています。

3. 保険会社に求められる説明

保険会社に対し、顧客が保険契約の内容等について、理解していないことや誤解していることが明らかである場合には、より分かりやすい説明や誤解の解消に努めることを、求めることとしました。

加えて、募集人は、取り扱える保険会社の範囲や、健康状態等の告知を顧客から受けることが可能かどうかについても、説明することとしました。

Ⅲ. 実施時期

平成19年4月1日より実施することとしています。

ただし、各保険会社等においてこの日までに対応できない事情がある場合には、対応できない部分につき平成19年9月30日までその実施の猶予を認めています。

Ⅳ. おわりに ～消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための取組み～

消費者が保険商品を適切に選択・購入することは、その内容の複雑性等から困難なのではないかという指摘があります。

金融庁は、消費者がニーズに合致した保険商品を選択・購入するための環境整備が必要と考え、保険会社から消費者への情報提供を強化する取組みを進めています。まず、昨年4月から、保険会社が消費者に提供すべき情報を「契約概要」、「注意喚起情報」に整理のうえ、保険会社が分かりやすい情報提供を行うことを求めています。

更に上記のとおり、今般「意向確認書面」の導入等、保険商品が消費者のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するために保険会社に求められる体制整備の内容を明確化しました。

金融庁としては、保険会社が適切な体制整備を行うことにより、消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための更なる環境整備が図られることを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について（平成19年2月22日）](#)にアクセスしてください。

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について

金融庁では、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の改正案を公表しました。改正内容は以下のとおりです。

1. 銀行法、信金法、協金法、労金法、信託兼営法及び信託業法施行規則別紙様式

① 自己資本比率の状況

平成19年3月期からのバーゼルII実施に伴い、「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」の追加等、バーゼルII告示に合わせ改正を行うものです。

② 金融機関保証付私募債に係る注記の追加

私募債を引き受け、保有している金融機関が、当該私募債の元本の償還及び利息の支払について保証を行っている場合、当該保証に係る「支払承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理とすることとしたことに伴い、注記事項に当該保証額を追加するものです。

③ その他、所要の改正を行うものです。

2. 銀行法、長信銀法、信金法、協金法及び労金法施行規則別表

ディスクロージャー誌において公表を求める内容の平仄をとるため、各法の別表を改正するものです。

3. 金融機能再生法施行規則

自らの保証を付した私募債を引き受けている場合については、「支払承諾見返」を「支払承諾」と相殺することとしましたが、現行の金融機能再生法施行規則第4条においては、不良債権比率を計算する際の分母（「債権」）には、「支払承諾見返」は含まれますが「有価証券」は含まれていません。そこで、実質的に貸出代替商品である金融機関保証付私募債についても、分母に含めるべきと考えられることから、「債権」の定義に金融機関保証付私募債を加える改正を行うものです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について（平成19年2月6日）](#)にアクセスしてください。

【特 集】

「お金の使い方について考えるシンポジウム」の開催について

金融庁は、[東海財務局](#)との共催により、「[お金の使い方について考えるシンポジウム](#)」を平成 19 年 1 月 13 日（土）に、名古屋国際会議場レセプションホール（名古屋市熱田区）において開催しました。

今回のシンポジウムは、地域住民の方々を対象に、新しい金融商品取引法制の内容に触れながら、金融や経済に関する知識を習得することの重要性について理解を深めていただくことを目的として開催しました。

シンポジウムは下記のプログラムに沿って行われました。主催者挨拶、基調講演の後行われたパネルディスカッションについて、その模様を掲載します。

《プログラム》

- 開会挨拶（厚木 進（東海財務局長））
 - 基調講演「お金を生き生き使おう！」（大村 秀章（内閣府副大臣））
 - パネルディスカッション・プレゼンテーション
 - コーディネーター
 - ・ 藤沢 久美（シンクタンク・ソフィアバンク副代表）
 - パネリスト（順不同）
 - ・ 伊藤 誠哉（㈱静岡銀行代表取締役副頭取）
 - ・ 千田 純一（愛知県消費生活審議会会長、中京大学大学院経済学研究科教授）
 - ・ 藤井 幹雄（トヨタファイナンシャルサービス㈱シニアバイスプレジデント）
- （プレゼンテーション）
- ・ 「金融商品取引法について」（三井 秀範（金融庁総務企画局市場課長））
 - ・ 「中学生向け経済・起業体験プログラム」（植松 康夫 富士宮市企画財政部
フードバレー・政策推進課政策推進係長）

パネルディスカッション・プレゼンテーション

（司会） それでは、これよりパネルディスカッションに移ります。本日出演を賜ります方々のプロフィールをご照会させていただきます。

最初に、このパネルディスカッションのコーディネーターをお願いいたしました、シンクタンク・ソフィアバンク副代表の**藤沢 久美さん**です。藤沢さんは 1996 年に日本初の投資信託評価会社アイフィスを設立、2000 年にシンクタンク・ソフィアバンクの設立に参画され、現在は副代表として、各地での講演やテレビ、ラジオ、雑誌などのメディアで幅広く活動されております。

続きまして、株式会社静岡銀行代表取締役副頭取の**伊藤 誠哉さん**です。伊藤さんは 1976 年に静岡銀行に入社後、海外勤務を経て、同行総合企画部長、執行役員、東京支店長、常務執行役員首都圏カンパニー長などを歴任され、2005 年 6 月から現在の代表取締役・取締役副頭取経営統括本部長でご活躍をされていらっしゃいます。

続きまして、愛知県消費生活審議会会長、中京

大学大学院経済学研究科教授の**千田 純一さん**です。千田さんは名古屋大学経済学部教授、同大学国際経済動態研究センター長を経て、2000 年 4 月より現在の中京大学大学院経済学研究科の教授としてご活躍されています。また、愛知県消費生活審議会会長も務められております。

続きまして、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、シニアバイスプレジデントの**藤井 幹雄さん**です。藤井さんは 1981 年に野村證券入社後、2000 年にトヨタ自動車へ入社され、同年に設立のトヨタファイナンシャルサービス証券にて取締役管理本部長、代表取締役専務を歴任されております。2006 年 7 月より、現在のトヨタファイナンシャルサービス株式会社でシニアバイスプレジデントとしてご活躍されています。

続きまして、東海財務局局長の**厚木 進**です。厚木局長は、1977 年に大蔵省入省後、1997 年から国際金融局にて開発金融課長、調査課長を務めた後、金融庁にて証券取引等監視委員会総務検査

課長、検査局総務課長、検査局担当審議官など主に検査部門を担当してまいりました。その後、米国コロンビア大学客員研究員を経て、2006年7月に現在の東海財務局長に就任しております。皆様方をご紹介させていただきました。

三井 秀範 氏（金融庁総務企画局市場課長）より「金融商品取引法について」、**植松 康夫 氏**（富士宮市企画財政部フードバレー・政策推進課政策推進係長）より「中学生向け経済・起業体験プログラム」と題して発表いただいた後、両氏を交えて次のとおりパネルディスカッションが行われました。

（藤沢） 今、おふたりからプレゼンテーションをいただきました。このおふたりのお話を受け、今度はさらに4人の専門家の方々をお迎えして、この新しい法律について、金融経済教育について、私たちがどのように取り組んでいくべきなのか、考えていくべきなのかというお話を進めていきたいと思ひます。

お話を2つのパートに分けたいと思ひます。前半では新しい法律について、後半では金融経済教育について進めていきたいと思ひます。まずは、前半の新しい法律についてです。三井課長からは難しい法律の部分のポイントについてわかりやすく説明いただきました。そこで具体的に私たちがこの新しい法律をどのように考えていけばよいのかということ。三井課長は「武器」という言葉を使い、「投資家の方にとって武器なのだ」とおっしゃっていました。その武器とは一体どう使えばいいのかということを知りたいと思ひます。まずは、伊藤さんに金融機関から見た金融商品取引法のポイントをどのように考えていけばよいのか教えていただけますか。



藤 沢 久 美 氏

（伊藤） 伊藤でございます。今回の金融商品取引法の制定では、従来は法規制のすき間にあった金融商品、投資性の強い預金、あるいは保険などにも規制が及んで、利用者が安心して投資できる法律が整備されるということで、金融機関でも非常に大きな改革だと感じています。そして、金融機関にとってのポイントは2つあるかと思ひます。

ひとつ目のポイントは、投資商品の規制が統一されることは三井課長のお話にあった通りですが、現状では投資信託は証券取引法、個人年金保険は保険業法といったように、商品ごとに規制が異なっています。しかし、今回の投資商品の販売や勧誘のルールは、すべて新しい金融商品取引法の規制で統一されることであらうかと思ひます。

2つ目のポイントは、私たち金融機関にとって、お客様への勧誘や説明の仕方が非常に厳格になるということです。投資商品には、お客様の知識や経験や財産の状況を考慮して適切な勧誘を行わなければならないという、いわゆる「適合性の原則」というものがあります。今回の改正では、さらにその契約を締結する目的を考慮して勧誘すること、また、その目的に照らして重要事項の説明は、お客様に理解されるため必要な方法、及び程度によるものでなければならないとされています。つまり、銀行等へ元本保証を望むお客様に元本保証のない商品を勧誘してはいけません。また、重要な事柄はお客様に理解していただけるように説明すべきことが法律で明確になったのです。

以上の2点から、私たち金融機関ではすべての投資商品が証券取引法の流れをくむ金融商品取引法等の厳しい基準にのっとり販売されることになり、その上、勧誘や説明の仕方が厳格になると認識しています。このような変更点を踏まえると、銀行として最も重要なことは社員への教育であると考えています。今回の法改正の趣旨はお客様を保護することであり、金融機関としてはお客様に合った商品を選択する力、お客様にご理解いただける、わかりやすい説明ができる力をさらにレベルアップするために、私たち社員を教育していくことが求められていると認識しています。当行におきましても、今回の改正の趣旨にのりつた販売ルールの見直し、あるいは社員教育の徹底が必要であると感じている次第です。

（藤沢） ありがとうございます。今の伊藤さんのお話の中には、「厳しい」「厳格」という言葉がたくさん出てきたのですが、おそらく販売をされる方にとっても今回は裁判も起こしやすいような法律になっているので、非常に厳しいということなのかもしれません。

伊藤さん、今のお話の中には、「目的に応じて」ということがありましたから、投資家、消費者である私たちは、「目的はこうだ」ときちんと言わないと、もしかしたらこの人は安全志向だからそれ以上のことを言うてはいけなくなってしまう、聞きたいことが聞けなくなる場合もあるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

(伊藤) それはじっくりご相談をいただく中で、私たちはお客様が何を望んでいらっしゃるかを考えます。あるいは場合によっては、ある目的で来たのに話を聞いたらこのように思うということもあろうかと思えます。ただ、どれかの商品をご購入されるお客様側でもはっきりしている、あるいは金融機関側でもはっきりそれを確認するということがあればいいかと思えますので、あまり構えなくても気軽にご相談いただければと思います。



伊藤 誠哉 氏

(藤沢) そうですね。そういう意味では、プロを活用するというお話しがありましたが、プロと会話をするときには、対話を楽しむぐらいの気持ちでお付き合いをしていくことが第一歩なのかなとも感じます。

さて、千田先生には、生活者はこの新しい法律ができてどのようなことを押さえておけばいいのか、武器としてどのようにこの法律を使っていけばいいのか、意識しておけばいいのかお聞きしたいと思います。千田先生、生活と経済ということについていろいろご研究をされているということですが、教えていただけますか。

(千田) 先ほど、大村副大臣からもご説明がありました、私は今回の金融商品取引法がどの

ような意味を持っているかということ、一般市民、生活者の観点から考えてみたいと思います。皆様もご存じのように、金融商品は高度化、多様化しています。昔は銀行に預金をして、後は丸投げで放っておけばよかったです、今日はそうではありません。いろいろな商品も増えて、便利になった面もありますが、なかなか難しい面もあります。

私たちがきちんとした資産選択や運用をするためには知識が必要だということになってきているのです。しかし、私たちにはどうしても限られた時間しかありませんし、それほどお金をかけるわけにもいかないので、いろいろな情報については情報弱者になってしまいます。一方、販売される事業者の側は、その商品の内容などはよく知っている、売る立場の人と買う立場の人の間に情報の格差があるということが深刻な問題になっていると思います。その格差をできるだけ解消して、公正な取引をできるようにすることが時代の要請になっているのです。

そのような要請に応えるべく、2001年には金融商品販売法や消費者契約法というものができました。そこでは、情報優位な事業者にいろいろな説明責任などを課したり、販売のルールなどを決めて、消費者に情報を十分に提供した上で契約するようにと決めたのです。これは大きな進歩であったと思います。例えば、商品について間違っただけを説明してはいけなく、絶対に儲かるというような断定的な判断をしてはいけなく、わざと不利なことを知らせないということをしてはいけなく、販売に来た人が家からなかなか出ていってくれない、あるいは店に行っても帰らせてもらえないなど、このようなことは絶対にしてはいけなく、なっています。

ただ、説明責任を十分果たして、商品についてのよいこと、悪いこと、手数料、リスクも含めてきちんと説明したかどうかの証明を事業者のほうに求めるというところがまだ欠けていました。また、財産の状況、理解力や年齢の状況などいろいろなことを考えて、この商品はとても無理だ、適合性がないという適合性を欠くようなものを販売してはいけなくということが必ずしも決められていませんでした。そして、それらを考えた上で、今度は新しく金融商品取引法ができたのです。これによって、説明責任が少し厳しくなりました。あるいは適合性の原則をもっと厳密に守るようになりました。

しかし、もう少し強く消費者、生活者の立場に立った部分が残されているのではないかと思います。例えば、不招請勧誘の禁止についてです。招

かないのにセールスに来るということは、個人の生活のプライバシーも関係してなかなか厄介な問題です。イギリスでは、電話や訪問による勧誘は原則禁止されています。アメリカでは、「私は訪問で販売されることがイヤです」と拒否をしてリストに載せ、もしその人のところへ販売に来たら、その事業者は罰金を科せられることもあるようです。日本でもそのようなミニマムな規制をもう少し強く意識しなければいけません。銀行の中には、高齢者に売る場合は2回以上の面談を必要としている銀行があったり、80歳以上の高齢者には販売をしてはいけないという銀行もあるようです。

したがって、対応の仕方としては規制以上に行っているところもありますが、我が国の場合、不招請勧誘や狭義の適合性の原則、売ってはいけない、説明したらいいというのではなくて、そもそも似合わないものを売ることを禁止するなど、もっと厳しく販売のルールを確立することが今回の金融商品取引法の残された課題ではないかと思えます。しかし、それをオーバーして既にやっている金融機関もあるということは、評価してよいわけでは、これはミニマムな規制なので、もっと消費者のため、生活者のために、販売においてルールをはっきりさせ、情報をできるだけ提供してお客様のためになるような販売説明をしてもらいたいと思えます。このようなことを期待したいと思えますが、なお残された課題もあるのだということも申し上げたいと思えます。以上です。



千田 純一 氏

(藤沢) ありがとうございます。まだ課題はあるということでしたが、お話を伺えば伺うほど、私たち消費者、生活者は説明をもっと求めてもよいということだと思います。これ以上何か説明を求めたら悪いかなという遠慮はしなくていい、もっと聞いたほうがいいということです。まだ課題はあるということですから、逆に私たちが金融機関や証券会社などに課題を浮き彫りにするような

要望を出していくことも必要なかと思いました。

さて、藤井さんに伺いましょう。藤井さんはトヨタの金融部門を見ていらっしゃるわけですが、証券会社ではこの法律はいかがでしょうか。

(藤井) 伊藤さんや千田先生のようにロジカルではなく、情緒的な話から申し上げれば、冒頭で紹介していただきましたように、私は四半世紀前にある証券会社に入社したので、25年間も慣れ親しんだ証券取引法がなくなるのがとてもさみしいということです。今日は久しぶりに『証券六法』を持ってきました。いらっしゃっている皆様もご覧になったことがないと思いますが、『証券六法』は、証券関係の法律だけでこれだけのボリュームを含んだ法律です。先ほど、三井課長がご説明したように、金融先物取引法などを全部まとめて金融商品取引法になるのです。

今日はお呼びいただいたとき、いつもお世話になっている厚木局長からは「何を話してもいいよ」とお許しいただきました。私は金融商品取引法という名前がそもそも嫌いで、三井さんのようなご苦労されている方が横にいらっしゃるのに、そのようなことを言うてはいけないのですが、一般消費者の方にとって金融商品や金融取引にはローンやクレジットカードの利用などあらゆるものが含まれているので、何となく金融商品取引法と言われると、投資関係のことを言っているのか、あらゆる金融取引のことを言っているのかピンと来ない、私にはわからないのです。厚木さんがご紹介された財務局のパンフレットも、最初からカードや預金のお話が出てくるので、もう少し投資家や消費者の皆さん全般の金融取引をカバーする法律に進めばいいのではないかなというのがひとつです。

また、消費者の皆さんや投資家の皆さんから見ると、証券取引法や金融商品取引法は、マーケットの価格形成に悪いやつが出ないようにと非常に細かく規定しているのですが、普通の人が見ても、どのポイントを押さえなければいけないのかわからないと思えます。例えば、藤沢さんも「説明を求めればいいのだ」としつこくおっしゃっています。しかし、説明を求める権利があるのだ、義務があるのだということが、どの部分を見れば書いてあるかがわかりにくいのです。確かに法律の第1条には、「法律自身はマーケットが非常に公正に運営されて、国民生活に資するため」と趣旨が書いてあるわけで、そのためにつくっているのですが、ユーザーから見ると何がポイントなのかいまひとつピンと来ないということが、これからの行政さんの立場から見ればポイントになるのではないかと思えます。

売っている立場から見ると、一番難しいのは伊藤さんも千田先生もおっしゃっている「適合性の原則」です。私もビジネスを何十年としていますが、アメリカの法律でも「Know Your Customer（お客様のことを知りなさい）」という原則を耳にタコができるくらい言われるのです。これは言うは易く、行うは難しいです。たぶん私が「すみません、ちょっとお話をお願いします」と言っても、そう簡単には自分のお金のことや自分のニーズをお話になる気にはならないと思います。そして、私も聞いたからといって、これが一番適切な商品かどうかという判断は、そう簡単な話ではありません。私ができることは、せいぜい商品をごく一般の商取引と同じように、嘘をつかずに、断定的判断をしないで誠実にお話をするということです。適合性の原則を守るということは一体どのレベルのことを言っているのだらうと思います。

また、時代の環境の変化もあります。昔は私がお客様のところに行き、面と向かってお話をするのが普通でした。今の私たちがやっているビジネスもそうですが、基本的にはインターネットなどの世界を通じて、「商品の内容は可能な限りきちんとディスクローズしてあります。後はお客様が判断してください。聞かれたらもちろん何でも答えます」と言ったときに、千田先生がおっしゃるように、85歳のおじいさんが買ってこられたから問題かと言われても、85歳であろうと90歳であろうと頭がクリアで適切な判断能力のある方はいらっしゃるのです。一体何をもって勧誘だというのか、何をもって不適合であるということは、マーケットをしているほうにとって永遠の課題だと思います。そのあたりはフワッと話をされているだけのところがあり、言われたらごもっともだけど、それほど簡単ではないよという感じを持っています。いずれにしても、お客様にご満足いただけるような新しい形の金融ビジネスを何とかくろうと思っています。いろいろとグループの子会社がありますのでご指摘をいただければと思っています。

（藤沢） ありがとうございます。確かにおっしゃる通りです。今のお話を2つに分けたいと思うのですが、ひとつはこの取引法に関する金融の範囲や、その適合性の部分をどのように判断すればいいのかということです。このことに関しては後で三井課長にもう一度ご解説をいただこうかなと思います。

もうひとつは、私たちはどうしたらいいのかということです。金融機関、証券会社はお客様のためになるように、中で社員の教育をして、情報整備もしてがんばっているけれど、どこまですれば

いいのかは課題があるというお話があったと思いますが、私たちはどうすればいいのでしょうか。大村副大臣の講演の中では、私たち生活者が金融経済リテラシーを身に付けなければいけないという話がありました。「リテラシー」とは、最近よく使われる言葉ですが、「道徳的なもの」という訳をすると思います。道徳的なもののように、当たり前のもののように金融経済の知識を持っていないといけないということだろうとは思いますが、この法律ができた中で、私たちはどのような知識を持っていけばよいのかということですか。そして、適合性の原則で、高齢でも十分な知識がある場合、そのことをどのように説明したらいいのかということについて厚木局長に伺いたしたいと思います。私たち生活者は、どのような知識を身に付けておけばよいのでしょうか。

（厚木） まず、金融商品の販売業者が販売や勧誘を行う際に、どのようなことが義務付けられているのかということを知っていただくことが大事だと思います。どのような行為を行うことが違法なのかを知っておくと、業者に対して法令に従った対応を要求できると思います。また、その業者が法律やルールを守るしっかりした会社なのかどうかも判断する上でのひとつの材料となると思います。業者のほうで法令違反行為があるということであれば、財務局にご一報いただければ、私たちの監督、検査にも役立てていきたいと思えます。



厚木 進 東海財務局長

（藤沢） ありがとうございます。では、三井課長に、先ほどの藤井さんのご意見に関して、金融の範囲はもっと広がるのですかというようなところをお聞きしたいです。

（三井） 金融の範囲は、日本ではおそらく終戦後アメリカの証券法をいわば翻訳するような形

で、「証券取引法」という名前の法律ができました。実は日本での「証券」と、アメリカの証券の原語になる「securities」というのは、訳した人は同じ訳で使ってほしいと思ったのですが、結果的にはまったく違ったものになっているのです。

アメリカの「securities（有価証券）」の適用範囲は、今回新しくできた法律のガバレッジ、常識という「金融商品」に近いものです。しかし、なぜか日本はGHQが占領する前に、ドイツ法を輸入して有価証券という法律概念を持っていたために、本来、証券取引法がカバーすべき幅広い金融商品の規制が、「証券」と訳してしまったためにできなかったのです。

「証券」というと、大半の日本人は紙があるということを思い起こしてしまいます。法律家は、「有価証券」という言葉には非常に特殊な狭い限定的な意味を与えていて、株券や手形などといったものを思い浮かべてしまうのです。しかし、金融商品を使った詐欺的行為は、そのような狭い有価証券、紙や証券というものに限らないわけです。悪いことをする人は証券を使わずに、金融商品の詐欺を行います。したがって、投資家、消費者を守るためにも、商品という狭い範囲のものではなく、金融商品、アメリカの「securities」というものを幅広く保護の対象にするということを宣言するのに大きな意味があったといえます。

適合性の原則については、パンフレットの7ページと10ページに2回出てきます。7ページは、一種の取締法規です。このような人はこういうことをやってはいけません、このルールで金融商品取引業者、今で言う証券会社がやってはいけないこと、やってもいいことが書いてあるルールの下のように「適合性の原則」があります。したがって、お客様の属性にそぐわない商品を売ろうとするということに対しては業制法規、要するに取締法規として禁止がかかっていますので、違反すると罰則がかかります。例えば、業務停止、登録の取り消しなどがあります。

10ページには、「利用者保護のためのその他の制度整備」という金融商品販売法があり、これが民事法規です。この金融商品販売法は民事の法規と言い、誰かが不適切な行為をして自分が損害を受けた場合に、その不適切な行為をやった人に弁償・損害賠償を求めることができる規定です。これは業制の取締法規とは別に、被害者が自ら被害を取り戻すための民事の法律なのですが、この中には説明義務だけではなく、「説明というのはこのようにしなければいけない」と書いています。「このように」というのが「適合性の原則」そのものです。これはひとえに法律の技術上、あるいは

は理論上の問題があって、このような書き方をしていますが、結論だけ言うと、事実的に適合性に反した勧誘をして損害を受けると、この規定が橋渡しになって賠償金を求めることができるということです。したがって、適合性の原則は、制度上は民事、取締、いずれの面でも今回かなりしっかりと整備しました。業者の方は、このような規制がかかっていることに十分に気を付けて勧誘していただく必要があるのですが、投資家の方は使える規定があるということで、いざとなればこれを使うことを考えていただけたと思います。具体的な使い方は、もちろん弁護士と相談したほうがより強力な武器になるということです。

また、今後どうしていくかという話では、例えば、ローンのほうをどうするのかという話がありました。これにはいろいろな議論があり、今回の法律は取りあえずお金を運用する、運用先が決済資金や送金ではなく、リスクを取ってリターンを得たいという投資性のある商品は、幅広く横断的に対象にするというところまでになっています。ローンについては別の法律、貸金業の関係があり、先般の臨時国会では新しい法律が通っています。これをどうしていくかは、今のところ結論的にまだ決まっていません。金融審議会という専門的な金融法制を議論する場がありますし、それ以外の立法、国会の場など、いろいろな場があると思いますので、いろいろな議論が行われていくと思います。



三井 秀 範 金融庁総務企画局市場課長

(藤沢) ありがとうございます。三井課長から直接このようなお話を伺えるのも、ありがたい機会なので、詳しく伺えてとてもよかったですと思います。お話を伺っていて、非常に業者の方々は厳しくなっているということでした。私たち投資家、生活者にとっては、やはり弁償してもらえるような新しい武器を持てたということですが、ここで

私が考えておかなければいけないと思うのは、確かに私たちは保護してもらえらるいろいろなルールができてきてよかったと思う反面、保護してもらえらるのだから別にそんなに勉強しなくていいのかということ、そうではないということです。保護してもらえらるルールが生まれてきていること自体もやはり勉強しなくてはいけなないし、それ以上にいろいろな新しい知識を身に付けておく、どちらの努力も必要ではないかと思ひます。

次に、この金融経済教育をどのように考えるかについてお話をしていきたいと思ひます。特に最近よく話題になるのは、大人の金融経済教育も大切ですが、子どもの金融経済教育をどうするかということ。先ほど、植松さんがすばらしいプレゼンテーションをしてくださり、金融経済教育はとて幅広くていろいろな方法があるのだということをお話していただいたような気がしひます。ただ、世の中の風潮を見ていると、子どもにお金の教育なんかしているのだろうか、単に拝金主義を助長するのではないかという声も出てきています。この金融経済教育は、なぜ取り組むべきなのか、それとも取り組むべきではないのか、どちらの意見をお持ちかどうかわかりませんが、このあたりを伺っていききたいと思ひます。伊藤さんからお願いできますでしょうか。

(伊藤) 拝金主義の助長というご批判も一部ではあり、確かに一面では、子どもに対する金融経済教育がそのようなものにつながる恐れもあるかと思ひます。しかし、そうならないために、どのような内容、どのような方法ですかということはおよく考えてやらなくてはけなないと思ひます。

まず、小中学生に対して、あまり過度に専門的知識を教え込むようなことは本来の目的ではないと思ひます。子どもたちに金融に対する興味をわかせるために、一部にはゲームや遊びも取り入れるケースもあるかもしれませんが、目的はあくまでもお金の大切さ、働く楽しさにあわせて、金融に対する正しい知識やルールというようなものを身に付けてもらうことが基本であることを忘れてはならないと思ひます。

先ほど、富士宮市役所さんの例が出ましたが、小中学生については、最近はお私たちの銀行でも学校の社会見学の授業の一貫として、銀行の支店などを見学してもらいながら行方職場体験的なものをしていきます。これは金融に興味を持ってもらうということであって、拝金主義を助長するような内容ではないと思ひます。

実際に職場見学に参加した子どもからは、「銀行は、窓口や機械でお金を引き出すところとしか

思っていなかったが、とてたくさんのことをしているということが初めてわかった」「普段はまったく考えたこともなかったが、銀行とは生活の中でとて大きな大切な存在だということを感じた」「仕事で誰かの役に立つことができることは大変すてきなことだと思ひ」という感想が寄せられています。また、引率の先生からも、「生徒が実際に働く場を自ら見て感じたことで、信頼、あるいは正確さを大切にする仕事ぶりに感動しており、実体験の持つ力はとて大きいと感じた」という感想をいただいています。一方、お私たち銀行側の役職員も「地域の要請に応じた対応として感謝され非常に意義があり、自分自身もそのようなことをやて満足を得られる」「金融用語を子どもにもわかりやすく説明できる方自身の理解を高めていきたい」という前向きな感想がかなり寄せられています。

いずれにしても小中学生のうちから何らかの金融経済教育が取り入れられることはよいことだと思ひています。教育の責任者である学校側からの要望があれば、それに沿ってお私たち金融機関としてもできることはやていきたいと思ひています。

(藤沢) ありがとうございます。小さなころからお互いを知ておくのは非常に大切なこと。すし、それによて敷居も下がていくでしょう。「お金の大切さと働くことの意味を理解していただく」という言葉が私にとては印象的でした。これからの時代は、ご存じのように電子マネーなどが生まれてきており、お金がお目に見えなくなるかもしれません。その前に、お金の大切さをどのように早く学んでもらうかということも重要だと思ひました。ありがとうございます。

千田先生、この金融経済教育についてはいかがでしょうか。

(千田) 私が少し関係している愛知県の消費生活審議会が、知事から消費者教育について検討するようにと諮問があり、昨年、答申をしました。その際に、消費者教育の中には金融教育も重要な分野ですので、いろいろ議論しましたが、先ほど藤沢さんがおっしゃったように、射幸心をあおるのでどうかという意見はほとんどなく、やはり必要ではないかということでした。

考えてみると、お金の使い方、あるいは運用の仕方というものは非常に選択肢が広がり、バラエティーが増えてきています。その中で自分たちも暮らしてて将来はそういうことに当然かかわてきます。そのための準備段階として、子どもに教育をして知識を得ることはやはり必要ではない

かと感じました。極端に言うなら、株取引のゲームや投資ゲームなどもあるようですが、そこまでいくよりも経済の基本を教える、社会で生きる力を身に付けるためにお金の大切さ、例えば、お金の流れを経済活動との関係で子どもたちに知らせていくことができると思います。

愛知県で検討したことは、学校教育だけではなく、家庭や職域や地域での教育などがあるということです。時間の関係もあるので、学校教育だけに限定させていただくと、子どもたちには教える必要があるだろう、積極的に取り組んでいかなければならない、時代の要請があるのではないかとこの意見でした。しかし、いろいろな問題もあります。例えば、時間がなかなか取れません。総合学習の時間を使っているということですが、将来、教育の見直しが行われれば総合学習の時間が減るかもしれません。また、先生方もこのことについて知識、経験がある方は必ずしも多くないという問題があります。結局、必要はあっても、かなり難しいのではないかとこの意見も出たのです。

今後は、学校での金融教育ということになると、教員の先生方がお互いに協力をして、担任の先生だけではなく、皆でしていくことが必要です。そして、適切な教材をつくっていくことです。また、それに対して、地方自治体なども教材を提供する、あるいはテープやビデオなどを提供する、講師を派遣して出前講義を行い、生徒に勉強してもらうのです。あるいは、事業者の方々や金融機関の方々などにも学校に出前講義をやって協力をいただきます。大学生には、金融機関の方が寄付講座をしてくださっていますが、そのようなことも小中学校、高等学校に考えてもいいのではないかと思います。非常に難しい問題がたくさんありますが、必要性はあるということが今の私の考え方で

(藤沢) ありがとうございます。必要性はあっても難しい壁がたくさんあるということです。しかし、お金というものはすべての人にかかわりのあるものですから、実はいろいろな方が教育者としての立場にも立てるのかもしれないと思いました。

藤井さんのトヨタグループでは証券も保険もありますし、カードもありますから、幅広い金融経済というものをどのようにお考えになりますか。

(藤井) 子どもに対する教育ですか。

(藤沢) はい。

(藤井) それは伊藤さんや千田先生がおっし

やるように、「子どもが今の日本や世界の経済の仕組みを理解してはダメだ」と言うほうがおかしいのであって、理解しなければいけないと決まっています。勉強しないために、変に曲がった拝金主義になってしまう可能性があるのですが、それはできる限りきちんと勉強したほうがいいということは基本的に間違いはないです。

先ほどの植松さんのプレゼンテーションを本当に感動的に見ていました。私もいくつか金融経済教育の講師やセミナーをしたことがありますが、千田先生もおっしゃるように、興味を持たせて引き付けることはとても難しいのです。それは、自然科学などと違って実験が利かないからです。突然、皆さんに「100万円を出して投資してみましょう」と言っても、それは投資そのものであって、教育でも何でもありませんから、まず実験が利かないのです。また、理屈ばかり言っても頭が混乱します。植松さんが富士宮でされた例は、疑似体験をされるというほとんど実在に近いのですが、そういうことを通して経済とは何か教えることになります。

冒頭で言い忘れましたが、「金融教育」と言うからおかしいのです。お金というのはあくまで経済の潤滑油であり、お金のことだけ話をするからおかしいのであって、きちんと経済まで話を回そうとしたら、お金のことも必要だよ、最低限のことは理解しようねと思うことができると思います。それが教育です。

本屋さんに行くと、私は3日で1000万円儲けましたなどという、どう読んでも絶対に嘘だという本ばかり並んでいます。あれが金融教育かと思っていたら、それは違うということをよく理解した上で、例えば、アメリカ的に見ると、日本の学校教育は経済教育も含めて関心を引くという点で教科書のクオリティーが低いのではないかと思います。学校の先生が横にいらっしゃるので言いたくはないのですが、引き付けるようにおもしろくしながら話を持っていくことは大変難しいです。

また、私は中学校の社会科の先生に、夏休みの先生方の研修会で金融経済教育をお話しさせていただいたことがあり、非常に熱心に聞いていただきました。極めてショックだったのは、私は非常にシンプルに株式とはどうで、経済の仕組みはどうで、というお話をした、こんなに単純な話をしたら怒られるかと思ったのですが、とても感動して帰られたのです。逆に言うと、学校では難しいのではないのでしょうか。

(藤沢) 学校では難しいということですか。大変な結論が出てしまいました。

(藤井) 私の世代は大村先生と一緒に団塊の世代と若手の世代の間ですが、正直に言って、経済や金融の実態的な仕組みをどこかで教えてもらった記憶はまったくありません。私はたまたまビジネスをしているので、ある程度のことは話せますが、厚木さんを含めて公務員の方、学校の先生で給与所得をやられている方が、「経済とは何かを話せ」と言われても無理ですよね。今はインターネットで藤沢さんと私が話をしている内容はいくらかでも出てきます。あまりに学校でガリガリ教えて、学校の先生も「これが教育の義務だ」と言うようなことは今の日本の状態ではやめたほうがいいと思います。また、先生も一緒に勉強したほうがいいのではないかと気がします。



藤井 幹雄 氏

(藤沢) ありがとうございます。代議士の先生がもう1人いらっしゃったのかという気持ちになりました。藤井さんから様々な厳しいご意見が出ましたが、厚木さんはいかがでしょう。

(厚木) 金融経済教育については藤沢さんにも入っていただいて、平成17年6月に金融経済教育懇談会の論点整理が出されました。その中には、「学校教育の現場から見れば、金融経済教育だけが教育でない中、スーパーマンでない生身の先生にすべてを期待することは不可能である」と書いてあります。また、「現場の諸制約の中では学年や教科の壁を超えて、金融経済教育をどう浸透させていけるかが重要であり、それには外部の人間が適している。そういった理由から学校に専門家、実務家、社会人を招くことが有効である」と書かれています。そのような観点から、私たちは学校やいろいろなところに講師を派遣しています。

先ほど、静岡銀行が今回の富士宮市の教育に協力をされたという例が出ていましたが、既に一部

のそのような地域金融機関が金融経済教育に一定の役割を果たしつつあると思います。そして、これから地域金融機関がそのようなことに一定の役割を果たしていくことが、非常に重要ではないかと思っています。

今の地域金融機関は、地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング）で地域に根ざした関係を重要視して進めていこうということをしているわけです。しかし、問題は、その地域にあまりにコミットメントし過ぎると、コミットメント・コストと言われますが、地域にとってはプラスでも、金融機関にとってはマイナスのことを求められてしまい、そこに収益性の問題があるというようなことがあります。ただ、金融経済教育をすることは長期的に見れば金融機関自身にとってプラスになる話だと思いますし、もちろん地域社会にとってプラスになると思います。

リレーションシップ・バンキングを進めていこうとするならば、取引先とのコミュニケーションが重要になってきます。そのコミュニケーションの質を上げていくということもありますし、金融商品取引法でもそのような説明義務を求められています。私たちとしては、その地域の利用者保護ルールの徹底を中心に監督を行なっています。

その中で、子どもたちも含めて金融経済リテラシーを高めることは、金融機関自身が説明義務を果たしていく上でのコストを引き下げるものでもあります。さらに、地域金融機関は金融について、おそらくその地域において最も専門的な知識を持っているところだと思います。また、地域経済の動向についてもいろいろ調べられて、ネットワークを持っています。そのような地域の実情に即した金融経済教育であるなら、地域金融機関が一番適しているのではないかと思います。ただ、今までしてきた例を見ると、信用金庫であれば信用金庫の役割、銀行であれば銀行の役割を中心にされているようです。もう少しそのようなことと離れることです。より一般的な、かつその中に具体性を持たしつつ、短期的な将来のお客様を育てるところから離れて、金融経済教育に取り組んでいただけたらどうかと思っています。

(藤沢) ありがとうございます。まだたくさん議論をしていきたいのですが、時間も迫ってまいりました。ここまでの教育の議論を聞かされて、植松さんに一言ご意見をいただければと思います。

(植松) 私たちが今回この体験プログラムを行い、子どもたちと私たち公務員として見る目から一番感じたことは、特にお金のぬくもりを手渡すことができたことだと思います。今の子どもた

ちはバーチャルに慣れていて、仮に金融商品を学習して、損をしてもクリアにして数字を入れ替えてしまえば、また始まってしまうという考え方を持つことがあります。特に地方に行けば、ATM 機がまるでドライブスルーのように郊外にあります。そこで若い人たちが自分の労働に見合ったお金を引き出すのならわかるのですが、ただ単にお金を引き出して使ってしまう、それが自己破産になってしまうようなことはたくさんあります。

そのようなことを踏まえて、自己責任に関しては子どものときから一步一步教育をしていくほうがいいのかと思います。特にこれから少子高齢化になり、特に私たちは今の子どもたちに面倒を見てもらわなければならない年代です。子どもたちがしっかりした金銭感覚を持った中で生活をして、社会生活を形成していくという方向に持っていっていただきたいという希望があります。

この事業に関しては単年ではなく、ひとつの区切りとして 2010 年まで行なっていきたいと思っています。学校からも 3 年ではなく、5 年はしていきたいというご意見もあり、私たちは 5 年をひとつの目安として、この子どもたちが次の世代に教える伝えていける方向になればいいと思っています。



植松 康夫 氏

(藤沢) ありがとうございました。もっと伺いたかったのですが、そろそろ時間になってしまいました。またこのような機会をぜひつくっていただけたらと思います。今日はいろいろなお話を伺いましたが、金融経済教育ということは避けては通れません。これは私たちの目の前の問題であると同時に、未来を考えることだと思います。しかしながら、この教育をやっていくにあたっては、「必要はあるけど時間はない。誰が担うべきか」「公務員はダメだ」「先生もダメだ」といういろいろな意見が出てきました。私は今日の金融商品取引法の話を知って、ここにいる全員が金融経済教育を担う人間だと思いました。私たちもまだ未熟で知識はありませんが、そのような知識を身に付けるために国ではいろいろなバックアップの法律をつくってくださっているということです。その武器を使わせていただいて、私たちが金融機関、証券会社の方々のお力を借りて、いろいろなことを学んでいき、それを私たちの身近な子どもたちや孫たちに伝えていくということで、「金融経済リテラシー」という言葉が使われているのはそういうことだろうと思います。リテラシーが道徳的なことであると言うならば、私たちは道徳的なことを家庭や近所で教えられました。やはりそのような次元にまで落として、私たちが学びながら子どもたちを改めて育てるという目線の大切さを教えていただいたような気がします。

またこのような機会をぜひつくっていただき、皆さんと一緒に金融や経済ということについて考えていきたいと思っています。貴重なお話を伺いました 6 人のプロの先生方に大きな拍手をいただければと思います。ありがとうございました。

「お金の使い方について考えるシンポジウム」アンケート結果のポイント

シンポジウム当日は、参加いただいた皆様に対して、シンポジウムの感想等についてのアンケートを実施し、参加者 290 名のうち 256 名 (88%) の方から回答をいただきました。その概要をご紹介します。

(回答者の属性)

- ・年齢別 20 代(5%)、30 代(13%)、40 代(18%)、50 代(28%)、60 代(21%)、70 代(14%)、80 代 (1%)

(回答結果の概要)

- ・シンポジウム全体の印象については、「有意義であった」、「どちらかといえば有意義であった」が 90%を占め、シンポジウムの内容を理解できたかについては、88%の者が理解できましたと回答しました。
- ・金融経済知識習得の必要性については、「感じた」、「どちらかといえば感じた」とする回答が 94%、投資に対する関心については、「沸いた」、「どちらかといえば沸いた」とする回答が 71%を

占めており、金融経済知識取得、投資学習の必要性について十分認識していただいた結果となっております。

(主な意見)

- ・ それぞれのパネラーが個性があり、話がわかりやすかった。
 - ・ パネルディスカッションが大変為になった
 - ・ 専門分野の基礎知識を得ることが出来、資料の配布もあり大変良かった。
 - ・ 富士宮市の取り組みについては、行っている教育がとても良い。全国的に行ったらどうか。
 - ・ 法制担当者から直接の意見が聞けて有意義だった。教育の大切さを理解できた。
- など肯定的な意見のほか、
- ・ パネルディスカッションの時間がもう少しあると良かった。
 - ・ もっと金融商品に関する話が聞きたかった。
 - ・ もっと金融トラブルや悪徳業者の事例を紹介して欲しかった。
- との意見もございました。

アンケートの結果、シンポジウム全体の評価は概ね好評であったものと思いますが、シンポジウムの内容について若干ご意見をいただきました。今後、今回いただいたアンケートの結果を参考にしていきたいと考えています。

企業会計審議会の意見書の公表について

平成 18 年 6 月に成立した金融商品取引法により、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の「評価」と監査人の「監査」を義務づける内部統制報告制度が、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入されることになっています。

この内部統制報告制度については、実務においていかに実施していくかが大きな関心となっています。[企業会計審議会（会長 安藤英義一橋大学教授）](#)では、先行して制度が導入された米国での制度の運用状況等も検証しながら検討を行い、平成 19 年 2 月 15 日、本制度における経営者の評価と監査人の監査を実施するための基準及び基準を実務に適用していくための実務上の指針（以下「実施基準」といいます。）をとりまとめ、意見書として公表しました。

今般の基準及び実施基準は、財務報告の信頼性を確保するという制度の実効性を確保しながらも、企業や監査人に過度の負担とならずに、できるだけ効率的・効果的に内部統制の構築・評価・監査が行われるよう指針を示したものであり、本基準等に基づいて実施される内部統制の充実を通じて、ディスクロージャー全体の信頼性を高めるものになることが期待されています。

基準・実施基準は、ともに内部統制の構築・評価・監査の 3 部で構成されており、実施基準は、基準を引用し、当該部分に係る実務上の指針を記載するという体裁をとっています。

基準・実施基準のポイントとしては、以下の点が挙げられます。

1. 財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査に関する基準を統合的に整備

先行して制度が導入された米国において、構築・評価の基準がなかったことから、監査の基準を構築・評価に当てはめるといった実務が行われ、その結果、保守的な運用がなされたのではないかとの指摘を考慮し、基準等においては、財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査の全体について統合的な指針を示しています。

2. 内部統制の整備に向けた具体的な指針の提示

内部統制をどのように整備し、運用していくかについては、個々の企業が置かれた環境や事業の特性、規模等によって異なるものであることから、一律に示すことは困難であり、経営者には、各企業の状況等に応じて、内部統制の機能と役割が効果的に達成されるよう、自ら適切に工夫を行うこと

が期待されています。

基準・実施基準においては、各企業の創意工夫を尊重するという基本的な考え方を維持しながらも、財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査について、数値的な例示も含めてできるだけ具体的な指針を示しています。

(例)

- ・財務報告に係る内部統制の構築プロセスを例示
- ・全社的な内部統制に係る評価項目を例示
- ・開示対象となる「重要な欠陥」に係る判断方法、判断基準を明示
- ・内部統制の運用状況の検証に係るサンプリングの信頼度を明示

3. 過度のコスト負担の軽減

内部統制報告制度の実効性を確保しつつも、できるだけ効率的・効果的に内部統制の構築・評価・監査が行われるよう、先行して制度が導入された米国の状況も検証し、評価・監査のコストが過大とならないための方策を講じています。

(例)

- ・業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の絞り込み方法を記述
- ・経営者と監査人の適切な協議プロセスを明示
- ・内部統制監査と財務諸表監査について、監査計画は一体的に策定し、監査証拠は相互に利用可能であることを明示
- ・評価手続等の記録は、企業が現に作成・使用している記録等を適宜、利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足りることを明示
- ・小規模で、比較的簡素な組織構造を有している企業の場合には、職務分掌に代わる代替的な統制や外部専門家の利用等、その特性等に応じた工夫が行われるべきであることを記述

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの適用に向け、内部統制報告制度の対象企業等においては、内部統制の着実かつ計画的な整備が求められます。本基準等においては、財務報告に虚偽記載の発生するリスクを的確に把握して、これに対応した内部統制を整備していただくことを強調しています。各企業においては、こうした基準等の趣旨を踏まえ、真にリスクのあるところには、適切な内部統制の整備を行い、重要性の乏しいところには、効率的にその整備を行うなど、それぞれの企業の状況等に応じて、創意工夫をこらして内部統制の整備を行っていただくことが期待されています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「企業会計審議会の意見書の公表について」\(平成19年2月15日\)](#) にアクセスしてください。

財務報告に係る内部統制の評価及び監査（実施基準のポイント）

I. 内部統制の基本的枠組み

内部統制の目的

- ・ 業務の有効性及び効率性
- ・ 財務報告の信頼性
- ・ 事業活動に関わる法令等の遵守
- ・ 資産の保全

内部統制の基本的要素

- ・ 統制環境
- ・ リスクの評価と対応
- ・ 統制活動
- ・ 情報と伝達
- ・ モニタリング
- ・ IT(情報技術)への対応

財務報告に係る内部統制の構築の要点・プロセス

- 基本的計画及び方針の決定
- 内部統制の整備状況の把握
 - ・ 全社的な内部統制
 - ・ 業務プロセスに係る内部統制
- 把握された不備の是正

II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

○ 全社的な内部統制の評価（評価項目を例示）

○ 業務プロセスに係る内部統制の評価

① 評価範囲の決定

- ・ 重要な事業拠点の選定
(例えば、売上高等の2/3程度をカバー)

- ・ 評価対象とする業務プロセスの識別

〔重要な事業拠点における売上、売掛金、棚卸資産に至る
業務プロセス+重要性の大きい業務プロセスを個別に追加〕

② 内部統制の整備・運用状況の評価

- ・ 内部統制の整備状況の評価
- ・ 内部統制の運用状況の評価

⇒ 内部統制に係る「不備」の質的重要性及び金額的重要性
(例えば、合算して連結税引前利益の5%程度)を勘案して、
「重要な欠陥」の有無を判断

○ 重要な欠陥等の報告と是正

内部統制報告書

III. 財務報告に係る内部統制の監査

○ 監査計画の策定

- ・ 財務諸表監査に係る監査計画と一体的に策定
- ・ 監査証拠は相互で利用

○ 全社的な内部統制の評価の検討

○ 業務プロセスに係る内部統制の評価の検討

① 評価範囲の妥当性の検討 (必要に応じ、経営者との事前の協議)

② 内部統制の整備・運用状況の検討

- ・ 内部統制の整備状況の検討
- ・ 内部統制の運用状況の検討
(例えば、信頼度90%のサンプリングによる検討)

○ 重要な欠陥等の報告と是正状況の検討

○ 内部統制監査報告書

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々の中的な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見等」](#)のコーナーにアクセスしてください。

【みすず監査法人関係】

Q： みすず監査法人が業務の大半を他の監査法人に移管することを発表しましたが、大臣のお考えをお聞かせください。

A： みすず監査法人におきましては、同法人を取り巻く状況の下で本年3月期の決算について確実に監査業務を遂行する、また将来的に証券市場の混乱を防止するという観点に立って、今般、他の3監査法人との間で7月末を目処とした社員の移籍に向けた協議を開始すること等について、合意し発表されております。金融庁といたしましては、企業等が監査を受けられないといった事態が生ずることのないように、業界団体等を含めて関係者において適切に対応されることが必要と考えておきまして、今後の動向については十分注目してまいりたいと考えております。

【平成19年2月23日（金）閣議後記者会見 抜粋】

【日興コーディアル関係】

Q： シティグループが日興コーディアルグループに対してTOBをかけた上で子会社化するとの報道についての事実関係の把握と、事実とした場合、それが日本の証券市場に与える影響について、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 報道は承知しておりますが、何ら決定、発表された事実はありません。金融庁としてのコメントは、現段階では差し控えさせていただきたいと思っております。次に三大証券の一つが、いわゆる外資の傘下に入る、或いは経営の主導権を握られるということではありますが、かつてサッチャーが言われましたように、「英国企業を守るのではなくて、英国市場を守りたい」という観点に、私は立っておりますので、これをきっかけに証券業界の新たな動き、そしてむしろ活性化する市場へと転換することを望んでおります。

【平成19年3月6日（火）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 東証が昨日、日興コーディアルグループ株の上場維持の判断を示しましたが、判断についてのご所見と、東証では不正を組織的とは言えないとの説明があり、日興グループの特別調査委員会では組織的と認めるとしており、その報告に違いがありますが、大臣のお考えをお聞かせください。

A： 上場維持の決定についてでございますが、取引所関係規則に基づいて証券取引所において判

断された事柄でありまして、コメントを差し控えたいと存じます。いずれにいたしましても、証券市場は資本主義を支える重要なインフラであり、市場の透明性、公平性が確保されることが重要と考えております。

また、当初におけます説明の中で、上場を維持するための判断の中に、組織的関与という問題があると思っておりますが、まずは課徴金の支払い命令についての証券取引等監視委員会の認定した事実は行政処分の認定事実でございます。また、東証が判断した事実は、これは上場廃止・維持の上場審査についての基準の判断でございます。その2つの物差しは、それぞれのスケールにおいて異なるものでございますので、一見、判断が異なるように見えますけれども、それぞれの立場からの検討でございます。私は矛盾しているとは思っておりません。

【平成19年3月13日（火）閣議後記者会見 抜粋】

【上場廃止基準関係】

Q： 上場廃止の基準ですが、専門家の中にも東証の廃止・維持の基準は分かりにくい、もっと明確にするべきだという意見がありますが、これについて金融庁として何らかのヒアリングを行う考えはありますか。

A： 今回の決定は、取引所関係規則に基づいて証券取引所において判断された事柄で、それそのものについてのコメントは差し控えたいと思っておりますが、あくまで、一般論として、先ほどのご質問にお答えするとすれば、例えば上場廃止基準について、債務超過、破産手続きの開始等要件が具体的に定められているものがある一方で、あらゆる場合を想定して詳細な規定を設けておくことは困難であることから、例えば、影響が重大といった定性的要件を設けることも一定の合理性があるものと考えております。従って、個別銘柄に係る上場の取扱いについては、様々な観点から総合的に審査を行い、取引所関係規則に照らして適切に判断されるべきものであると考えております。ただし、そうした基準に基づく個々の判断については、証券取引所に一定の説明責任が求められているものと考えてところでございます。いわば、プリンシプルを定めていると考える、総合的判断がいる場合を網羅した規定だという意味では必ず必要な条項ではないかと思っております。

【平成19年3月13日（火）閣議後記者会見 抜粋】

【損保処分関係】

Q： 損保10社に行政処分が出されて、うち6社には業務停止という厳しい処分を下されましたが、この処分に対する大臣のご所見をお聞かせください。

A： 今般、第三分野商品に係る不適切な不払いが判明しました。その損保会社10社に対し、業務改善命令を発出致しました。6社はそれに加えて一部業務の停止命令を発出したところでございます。保険金の支払いというのは、保険会社の基本的、かつ最も重要な責務の一つでありまして、多数の損害保険会社におきまして、第三分野商品に係る不適切な不払いが判明したことは極めて遺憾でございます。各社におきましては、今回の処分を厳正に受け止めていただき、まずはこのような事態が生じた原因等について徹底的に分析していただいた上で、契約者の立場に立って、適時適切な保険金支払いを行うよう、抜本的な業務の改善に努めていただきたいと思います。願うところでございます。

【平成19年3月16日（金）閣議後記者会見 抜粋】

Q：なぜこの10社に対して行政処分を下すという事態になったと思われるか、そこには業界の体質的な問題があるのではないかという指摘もありますが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 損保会社の主軸になる商品というのは、およそ自動車保険、火災保険等々あるわけですが、そうした今まで慣れてきた商品と全く違う種類の商品であったということが第一の特徴であるように思っております。そこにおける利用者、或いは契約者との窓口、或いは営業に当たられる方々の熟練、そして研修をして十分な知識を持っていたかどうかというようなことが、まずは以前と違うところということになるかと思えます。

次に、保険会社と代理店という関係、特に代理店制度自体が特徴的なことでありますし、今後代理店が、広く銀行も、或いはその他自由に代理店契約が結べるような時代が来て参りましたので、そういった意味も含めて、こうした保険会社と代理店の関係というのを強く意識してもらわなければならないという点があるかと思っております。

【平成19年3月16日（金）閣議後記者会見 抜粋】

【その他関係】

Q：足利銀行の受皿に関して、昨日栃木県選出の国会議員が大臣に要望書を手渡しましたが、その中で特に外資に対する懸念を訴える議員が多かったと思うのですが、それについて大臣はどのように受け止められましたか。

A： ワーキンググループでのヒアリングにおきましても、「長期的・安定的な経営を目指す受皿であること」という重要要望事項を福田知事から受け取りました。これは、ひいては外資に対する懸念というものであらうと思えます。ただお話を十分伺っておりますと、外資だから駄目というより、短期的な投資利益のみを目的として受皿になってしまうということについて、いわば、地元資金仲介機能ということにおいて、また、足利銀行の職員の皆様の確保、或いは安定感、地域経済に与える影響というものに対するご懸念があるというように受け取りました。従いまして、また、そうした問題を離れて、外資だからというような理由は、他には見当たらないわけでありまして、その意味において、しっかりとした計画について、深い洞察力でこの問題をうまく解決してほしいという要望であるというように思っております。再三に亘って地元の皆様にも内外無差別という原則論は徹底してきておりますので、その上でのお話でございますので、いわば金融庁に対して、しっかりとした地元経済への影響、負の影響の無いようにというメッセージである、そう理解しております。

【平成19年2月27日（火）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 会計士法の改正案で課徴金の案が示されました。最大で報酬の1.5倍、これよりもっと重く制裁的にすべきという考え方と、もう少し軽くすべきという考え方があると思いますが、この水準について大臣のご所見をお聞かせください。

A： 虚偽記載に対する公認会計士の積極的・能動的な加担を抑止するために必要な水準として、1.5倍を適正としたわけであります。課徴金の性格論につきましては、ご存知のとおり、不当利得返還、或いは制裁という二つの考え方がありますが、どちらから見ても中庸の中で調和をしたという結論になっているように思います。

【平成19年3月2日（金）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 三菱東京UFJ銀行が社内処分を発表しましたが、責任の取り方として十分適切なものであったかどうか、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 今回の処分は、旧UFJ銀行の営業拠点において長年に亘って継続されてきた事案であること、また、三菱東京UFJ銀行発足におきましても十分な対応が行われてこなかったことといった経緯を踏まえつつ、同行としまして経営の責任の所在の明確化を図ったものであろうと思っております。いずれにしましても、三菱東京UFJ銀行におきましては、業務改善計画の趣旨について同行の内外の理解を求めつつ、旧行の如何に係わらず、一体となって業務の改善に取り組むことが重要であると考えております。

【平成19年3月20日（火）閣議後記者会見 抜粋】

Q： 地価がバブル的ではないかという指摘がある点については、どのようにお考えでしょうか。それに対して、金融当局として金融機関にどのようなことを指導・助言されていく考えでしょうか。

A： 金融庁としましては、地価動向をどう評価するかについて、細かく分析する立場にはございませんけれども、地価動向全体について、もう一度整理して申し上げますと、昨年1月に三大都市圏の商業地の地価が、15年ぶりに上昇に転じました。この傾向は、7月時点の地価を調査した都道府県地価調査でも確認されております。また、地価の水準自体は、50年代前半のバブル期以前の水準に止まっております。そしてまた、バブル期のように一様に地価が上昇するのではなくて、高度商業地を中心とした、一部地域での地価動向が生じているというように考えております。このような状況にある不動産市場には、様々な金融機関が関与しております。そのため、金融庁といたしましては、不動産市場の動向も踏まえつつ、不動産の価格形成に当たって、関係当事者のデュープロセスや情報開示が適切に確保されているか、金融機関のリスク管理が適切に行われているかという点に留意する必要があると考えております。金融庁では、不動産ファンドを巡る状況について、金融機関等からヒアリングを行い、その結果を昨年末、監督指針に付記する形で明らかにしたところがございますが、今後とも不動産市場を巡る金融機関の動向等を十分に注意してまいりたいと考えております。しっかりと、こうした証券化についての金融機関のあり様を注視していくことが大事であろうと思っております。

【平成19年3月20日（火）閣議後記者会見 抜粋】

【お知らせ】

○「はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識」の作成について

金融庁では、平成 19 年 2 月 28 日に「[はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識](#)」を作成・公表しました。

このパンフレットは従来高校 3 年生を対象として作成していた「2005 年版はじめての金融ガイド」について、金融に関するトラブル事例、トラブル防止策、困ったことがあった際の相談先等を盛り込み一般社会人にも役立つよう大幅改訂したもので、一般社会で金融取引を行ううえで最低限知っておいていただきたい知識を、「預ける」、「投資する」、「備える」、「借りる」といったカテゴリーに分けてコンパクトにまとめたものです。また、多重債務等債務管理に関する記述を大幅拡充したほか、「[金融商品取引法](#)」、「[貸金業法](#)」等最新の法制度について説明しています。

【パンフレットの内容】

①「預ける」

この項目では、預貯金について、口座開設の方法や本人確認について説明しています。その上で、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺などのいわゆる振り込み詐欺のトラブルや、不正に取得したり偽造したキャッシュカードを用いて A T M から預金が引き出される偽造・盗難キャッシュカードのトラブルについて、事例やトラブルに巻き込まれないための注意点、困ったことがあったときの相談先を紹介しています。

②「投資する」

この項目では、株式・債券・投資信託をとりあげ、リスクとリターンについて説明しています。また、インサイダー取引の禁止などの取引ルールや、平成 18 年 6 月に成立した[金融商品取引法](#)についても解説しています。さらに、株式取引の経験の少ない一般利用者が「値上がり確実！」などといったセールストークに惑わされ、架空の未公開株を売りつけられるなどの、いわゆる未公開株等に関するトラブルが増加していることに対応して、トラブル事例を紹介し、トラブルに巻き込まれないためのチェックポイント、不審に感じたときの相談先を掲載しています。

③「備える」

この項目では、死亡保険、個人年金保険、自動車保険、火災保険・地震保険、医療保険などの生命保険・損害保険をとりあげ、どんなときにどんな保険が役立つのかを説明しています。また、必要補償額はどのように検討すればよいかを、死亡保険を例に解説しました。さらに、告知義務や「契約概要」「注意喚起情報」のチェックなど契約時の注意点や保険金請求時の注意点についても掲載しています。

④「借りる」

この項目では、クレジットとローンについて解説し、一括払い、分割払い、リボ払い等の返済方法や、金利負担がいかにか将来の借入金返済額に影響を与えるかを説明しています。そのうえで、利用についての注意点として①利用して大丈夫か、②利用しすぎていないか、③不要なカードを持っていないか、④きちんと管理しているか、⑤借入金返済のための借金ではないかの 5 つのチェックポイントを掲載しています。

また、平成 18 年 12 月に成立した、グレーゾーン金利の廃止や過剰貸付に対する規制の強化を内容とする[貸金業法](#)についても解説しています。さらに、クレジットやローンに関するトラブルを回避するため、ヤミ金業者の例を紹介したほか、多重債務問題に関し、陥ってしまう原因、陥らないための注意点、陥った場合の対処法、困った時の相談先についても掲載しています。

⑤その他

そのほか、各項目共通の事項として、インターネット取引における注意点などについても説明しています。また、パンフレット裏表紙には、官公庁のほか公的機関・消費者関係団体などの連絡先を記載しましたのでご活用ください。

金融庁では、一般国民を対象として広く金融知識の普及を図るため、このパンフレットをホームページにも掲載するとともに、全国の高等学校、大学生協、消費生活センター、ハローワーク、都道府県、市町村等に広く配布してまいります。

国民の皆様方におかれましては、是非このパンフレットをご活用いただき、金融や経済について

の基礎知識を身につけ、金融トラブルに巻き込まれないようにしていただくとともに、資産の管理・運用に役立てていただければと考えております。



○ 大量保有報告書の提出に関する留意事項について

(EDINET による提出の義務化)

上場会社の株券等について、新たに発行済株式総数の5%超を取得した場合、又、その後1%以上の増減等（保有割合以外の事項（商号や住所、担保契約等）の変更及び共同保有者における同様の変更の場合を含みます。）が生じた場合、当該保有者（投資家の皆様ご自身）が、土日祝日を除き5日以内に大量保有報告書ないしは変更報告書を提出しなければ、証券取引法に違反することとなりますのでご注意ください。

また、現在は、開示用電子情報処理組織（EDINET【エディネット】：Electronic Disclosure for Investors' Network）を使用して、インターネット経由で大量保有報告書及び変更報告書（以下「報告書」とします。）を提出することも、紙面により報告書を提出することもできますが、**平成19年4月1日以降はEDINETを使用して報告書を提出することが義務化されます**のでご注意ください。

なお、詳しくは、金融庁ホームページの「各種情報検索サービス（EDINET等）」から「[大量保有報告書の提出に関する留意事項について（EDINETによる提出の義務化）](#)」にアクセスしてください。

○ キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機（ATM）から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

1. 暗証番号管理について

- 他人に暗証番号を教えないこと。（警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。）
- ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。（実際にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピーされ、預貯金が引き出された事件が発生しています。）
- 暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ（暗証番号を推測させる書類等）をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。
- 生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所又は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号

を暗証番号に使用しないこと。(偽造キャッシュカードを用いて預貯金が不正に引き出された被害を調査した結果、暗証番号の約4割は生年月日又は生年月日から推察可能な番号でした。)

- ATMの操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。
 - ※ 関東地方や東海地方の金融機関の無人出張所のATMに、隠しカメラが設置され、暗証番号が盗撮されたとみられる事案が発生しており、ATMを利用する際は、不審な機械が設置されていないか注意すること。
- なお、ATMを利用する際に不審な機器等に気づいたら、速やかに金融機関に連絡すること。

2. キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認すること。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。
 - 他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。
 - 盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。(酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。)
- (参考:住まいの防犯対策) http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html。
その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。
- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。
 - 長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談すること。

3. 口座管理について

- こまめに残高照会や記帳すること。(長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることとなります。)
- 不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。
- 総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

4. 金融機関のサービスについて

ICキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのATM出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手く活用して下さい。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

- すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるため、念のため金融機関に届け出て下さい。
- キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出て下さい。

○ インターネットバンキングにおける不正振込み等について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。また、最近では、ファイル共有ソフトの利用により、IDやパスワードが予期せず第三者に知られてしまう事件も発生しております。こうした犯罪については、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

1. ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム（OS）を必ず最新のものにする

- 新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウイルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

- 企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない（プレビュー表示もしない）習慣をつけてください。
- 返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客様窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。
- 特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

- スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト（「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト）は絶対に見てはいけません。

4. 不審なCD-ROM等を使わない

- 金融機関を装ってスパイウェアが記録されたCD-ROMを直接送り付けるという事例が発生しています。CD-ROMに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。CD-ROM等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、CD-ROM等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の連絡先を確認しましょう。

5. パソコン内に重要情報を保存しない

- ファイル共有ソフトの利用者において、パソコン内に保存した公開するつもりのないインターネットバンキングのIDやパスワード等がインターネットに流出してしまい、預金等が不正に払戻される被害が発生しております。こうした意図せざる情報流出防止のための最も効果的な措置は、パソコン内にIDやパスワード等の重要情報を保存しないことです。

フィッシングについて

「フィッシング（Phishing）」とは、金融機関（銀行やクレジットカード会社）などを装った電子メール（このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照）を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。既に大きな被害が発生している米国では、年間で約7,300万人が平均50件以上のフィッシングメールを受け取り、その被害額は約9億3千万ドル（約1,000億円）に達しています（米国ガートナー社調べ）。また、日本国内でも既にインターネットバンキングのIDやパスワード、クレジットカードのカード番号を盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

【フィッシングメール等の例】

- ①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように

真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトでIDとパスワードを入力させるもの

※ 一見〇〇サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると〇〇サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

※ このケースでは、クリックすると本来の〇〇サービスのサイトが表示されます。

ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

(資料)

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、〇〇サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。 <http://www.〇〇.co.jp/login/index.htm>

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、〇〇サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、*****となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

<http://www.〇〇.co.jp/login/passchange.htm>

この手続きを怠りますとお客様が安全に〇〇サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのIDやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ID、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

- 1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先
- 2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウェアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

ファイル共有ソフトについて

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用したP2P（Peer to Peerーピア・トゥー・ピア）でファイルをやり取りするソフトウェアのことです。ユーザーは、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイルをやり取りすることができるようになります。

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みであるため、ウイルスの感染によって、公開するつもりのないファイルがインターネットに流れてしまったりといったトラブルが数多く発生しています。

【参考】

(警察庁 サイバー犯罪対策)

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

(警察庁 セキュリティポータルサイト@police)

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

(警察庁 インターネット安全・安心相談)

<http://www.cybersafety.go.jp/>

(総務省 国民のための情報セキュリティサイト)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

(総務省 電気通信消費者情報コーナー)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

(経済産業省 セキュリティ政策室)

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

(内閣官房情報セキュリティセンター (ファイル共有ソフトに係る注意喚起))

http://www.nisc.go.jp/press/inf_msrk.html

(情報処理推進機構セキュリティセンター (スパイウェアに係る注意喚起))

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html

(フィッシング対策協議会)

<http://www.antiphishing.jp/>

○「行政処分事例集」の更新について

金融庁では、平成19年2月、従来の「行政処分事例集」（平成14年4月から平成18年6月末までの不利益処分を掲載）に、新たに平成18年12月末までに当庁及び財務局等が発出・公表した不利益処分に関する事例を追加し、公表しました。

「行政処分事例集」は、金融機関の法令違反等を契機として発出した不利益処分について、一覧性があり、かつ検索が容易な形で取りまとめ、平成17年7月より公表、半年毎に更新しているものです。（個々の不利益処分については、それ以前から、原則として金融庁や財務局等のホームページにおいて個別に公表を行っています。）

金融機関に対して発出した業務改善命令等の不利益処分の公表は、

- ・他の金融機関における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する
- ・行政の透明性を確保する

等の観点から極めて重要であると考えており、「行政処分事例集」については、今後も定期的に更新していく予定です。

※「行政処分事例集」の便利な使い方

EXCEL ファイルのオートフィルタ機能を使って、条件を指定することで、ご覧になりたい処分の事例を簡単に探し出すことができます。さらに抽出機能を使用すれば、例えば、以下のような検索も可能です。

- ① 「銀行法を含む法律に基づく処分を行った事例」の抽出
- ② 「業務停止を含む処分を行った事例」の抽出
- ③ 「本人確認関係が主たる契機となって処分を行なった事例」の抽出

詳しくは金融庁ホームページの「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から[「行政処分事例集」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表 など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【2月の主な報道発表等】

- | | | |
|--------|--|---|
| 1日(木) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「行政処分事例集」の更新について ・ 生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握について |
| 2日(金) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 北上信用金庫に対する行政処分について (東北財務局長処分) ・ 高松信用金庫に対する行政処分について (四国財務局長処分) |
| 6日(火) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「証券取引法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について
(パブリックコメント) ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
(パブリックコメント) |
| 7日(水) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務者対策本部有識者会議第2回を開催 |
| 8日(木) | アクセス

アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果について ・ Phillip Financials 株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分) ・ 第5回 足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループを開催 |
| 9日(金) | アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況について
ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム(第6回)を開催 |
| 13日(火) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁ホームページにおける「株券電子化」に関する掲載について |
| 15日(木) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会総会を開催 ・ 企業会計審議会の意見書の公表について ・ 株式会社 三菱東京UFJ銀行に対する行政処分について ・ EDINETの高度化に関する協議会 実務者検討会(第4回)を開催 |
| 16日(金) | アクセス

アクセス

アクセス

アクセス
アクセス

アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について ・ 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント) ・ 「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)の改訂について」に対するパブリックコメントの結果について ・ 「金融検査評定制度」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について ・ 「前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について (パブリックコメント) ・ 第2回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催 |
| 19日(月) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ リテラ・クレア証券株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分) |
| 20日(火) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ インタープラス株式会社に対する行政処分について (東海財務局長処分) |
| 21日(水) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
(パブリックコメント) |

- | |
|----------------------|
| アクセス |
| アクセス |
| アクセス |

 - ・ 信託業の免許について（トランスバリュー信託株式会社）
 - ・ 山本金融担当大臣が衆議院財務金融委員会において所信を表明
 - ・ 国際信用保証株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）

- 22日(木)

アクセス

 - ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について

アクセス
アクセス
アクセス

 - ・ 多重債務者対策本部有識者会議第3回を開催
 - ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第7回）を開催

- 23日(金)

アクセス
アクセス

 - ・ 三井住友海上火災保険株式会社に対する業務の一部停止命令の解除について
 - ・ 水戸信用金庫に対する行政処分について（関東財務局長処分）

- 26日(月)

アクセス

 - ・ 証券会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）の公表について
(パブリックコメント)

アクセス

 - ・ ジャパン建材株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について

- 28日(水)

アクセス

 - ・ 「はじめての金融ガイド 金融取引の基礎知識」を作成

※

アクセス

 マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。